様式第5号別紙3　賃上げ対象者名簿（他業種事業所用）

事業所名：

（単位：円　税抜）

従業員氏名	生年月日	採用年月日	令和８年１月							賃上げ後（令和８年　月）											賃上げ額 =H-A	賃上げ率 =S/A	要件 可否	備考
			割増賃金の基礎となる賃金 A	Aのうち勤務日数で変動するもの B	Bの勤務日数 C	Aのうち勤務時間で変動するもの D	Dの勤務時間数 E	Aのうち出来高で変動するもの F	Fの出来高 G	割増賃金の基礎となる賃金（調整後） H	割増賃金の基礎となる賃金 I	Iのうち勤務日数・時間・出来高で変動しないもの J	Iのうち勤務日数で変動するもの K	Kの勤務日数 L	Iのうち勤務時間で変動するもの M	Mの勤務時間数 N	Iのうち出来高で変動するもの O	Oの出来高 P	当月の手当のうち１月支給額に含まれないもの Q	1月の手当のうち当月支給額に含まれないもの R	S	T		
J:20日締時給制	1995.10.1	2022.4.1	208,000			198,000	165			216,250	222,500	10,000			212,500	170					8,250	3.97%	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
										-											-	-	可	
合計			208,000	-	-	198,000	165	-	-	216,250	222,500	10,000	-	-	212,500	170	-	-	-	-	8,250	3.97%		可のみ合計

※1円未満の端数が出た場合は、50銭未満は切り捨て、50銭以上は1円に切り上げを行い、その賃金額を基準に比較します。(端数処理後の数字比較で3.4%を上回る賃上げが必要です。)

※割増賃金の基礎となる賃金とは、労働の対価として支払われた賃金のうち、以下のものを除いたものを指します。

(1)家族手当（扶養の有無に関係なく一律支給するものを除く）,(2)通勤手当（一律支給や実費を超える支給ものを除く）,(3)別居手当,(4)子女教育手当,(5)住宅手当（賃貸・持家に関係なく一律支給するものを除く）,(6)臨時に支払われた賃金（毎月定額支給されているものを除く）,(7) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金,(8)時間外手当

なお、以下のものは、割増賃金の基礎となる賃金に含みます。（例示）・歩合給・役職手当・資格手当・技能手当・職務手当・営業手当（定額支給型）・精皆勤手当

※補助対象事業所において、常時使用する各従業員に支払う賃金のうち割増賃金の基礎となる賃金の合計額を指します。なお、比較にあたっては、次のとおり取り扱います。

(1)**合計額のみではなく、従業員ごとに比較する。**

(2)使用者の責めに帰すべきものでないと財団理事長が認める理由により、当該比較月を通して在籍しない者、又は、賃金が3.4%を上回らなかった者は、比較対象から除く。

(3)勤務時間・勤務日数・出来高に応じて変動する支給額は、引上げ後の月の単価に、基準月の勤務時間・勤務日数・出来高を乗じて算出した額を用いて比較する。

(4)特定の条件を満たした場合に支給される手当で、引上げ後の月にのみに支給のあったものは、引上げ後の月から差し引く（当該手当を新設した場合を除く。）。ただし、引上げ後の月の支給額が１月の規定支給額（条件を満たしていれば支給された額）よりも上がっている場合は、1月の規定支給額を差し引く。

(5)特定の条件を満たした場合に支給される手当のうち、１月のみに支給のあったものは、引上げ後の月に、１月の支給額（引上げ後の月の規定額の方が多い場合はその額）を加算する（当該手当を廃止した場合を除く。）。

※勤務日数･勤務時間について、有休休暇、特別休暇(有給)を取得した日･時間も含んで記載してください。(なお、休日出勤した日･時間と、それに対応した手当は含めません。)

※有休休暇、特別休暇(有給)を取得した日･時間、休日出勤した日･時間について、賃金台帳で確認できない場合は、別途、証票を添付してください。